

河川敷への不法投棄の防止にご理解ご協力をお願いします！

河川敷への家電や生活ゴミ等の不法投棄が後を絶ちません。

一関出張所では各種広報活動、警告看板の設置、河川巡視の強化、車両乗入の制限等を実施しておりますが、なお不法投棄がなくなるのが現状です。

不法投棄物は、出水により下流に流出してしまったり、河川環境の悪化の原因となってしまいます。

河川にゴミや廃棄物等を投棄することは法律により禁じられており、違反した者に対しては下記により罰せられる可能性があります。

○河川法による罰則

→3月以下の懲役又は20万円以下の罰金

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による罰則

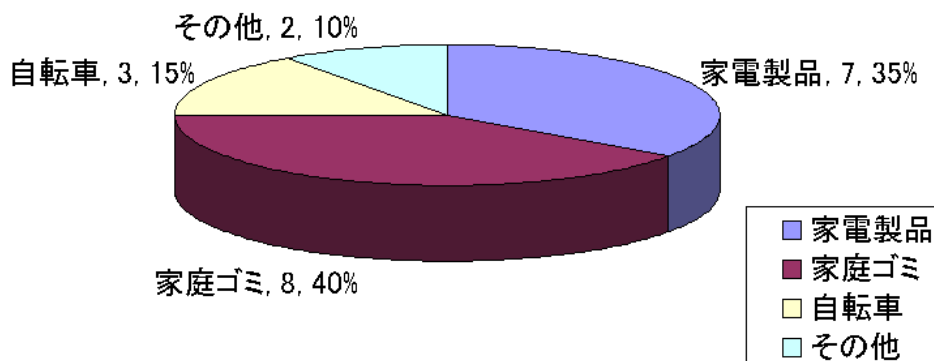
→5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金

一関出張所では、引き続き不法投棄多発箇所の監視を続けていきますが、地域のみなさんと連携した取り組みが必要となります。

河川の安全と環境をまもるため、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

また、不法投棄など違法行為を発見した場合には情報提供をお願いいたします。

H22不法投棄発生件数(種類別)



河川敷に不法投棄された家電製品



不法投棄防止の注意喚起施設